標柱一号から四九度三一分九秒
一五・二〇一メートルの地点　二号
標柱二号から四二度五二分二四秒
九・〇一二メートルの地点　三号
標柱三号から三八度四五分五五秒
六・七〇六メートルの地点　四号
標柱四号から三三二度一五分四一秒
六・七二四メートルの地点　五号
標柱五号から二七〇度四七分二五秒
八・四八一メートルの地点　六号
標柱六号から二八一度三四分五一秒
八・四二三メートルの地点　七号
標柱七号から三二九度二一分八秒
七・三三六メートルの地点　八号
標柱八号から三四六度五六分二一秒
三・二四八メートルの地点　九号
標柱九号から一度五七分五九秒
三・四三九メートルの地点　十号
標柱十号から三四度三六分一〇秒
七・六九五メートルの地点　十一号
標柱十一号から四六度四五分一四秒
一一・〇六六メートルの地点　十二号
標柱十二号から二三度一四分四一秒
一六・八一七メートルの地点　十三号
標柱十三号から三二三度五一分三秒
二八・〇六六メートルの地点　十四号
標柱十四号から三二九度二四分二二秒
六・一六一メートルの地点　十五号
標柱十五号から五一度一九分二八秒
八三・二九二メートルの地点　十六号
標柱十六号から九九度三八分二四秒
一二・〇九二メートルの地点　十七号
標柱十七号から一五五度二五分二四秒
二・五〇〇メートルの地点　十八号
標柱十八号から二一八度二一分三六秒
三六・七九五メートルの地点　十九号
標柱十九号から一四七度一分三三秒
三〇・二三五メートルの地点　二十号
標柱二十号から一五五度五四分四六秒
五・七三一メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から二二八度一六分四五秒
三六・七七五メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から二四九度五〇分一五秒
九・四二〇メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から二九一度一八分四秒
四・九七七メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から二四〇度四四分二八秒
六・三七五メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から二〇一度五五分二秒
五・六〇七メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から二一四度二〇分一秒
一三・四三五メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から一九度五〇分一秒
一〇・五八一メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から一〇八度一分四四秒
五・九七七メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から一四〇度四七分五四秒
七・九九三メートルの地点　三十号
標柱三十号から一七九度一二分四五秒
七・七八五メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から二二一度一一分三七秒
二・七八〇メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から二三四度三八分一一秒
一七・二五五メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から二三二度五三分四五秒
一四・七七七メートルの地点　三十四号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田岡谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

徳島県三好市東祖谷和田一三七番一二地内

四等三角点和田を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第千百二十四号及び第千百二十五号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から九度四九分五二秒
二三八・七六六メートルの地点
標柱一号から三二五度四七分一五秒
二二・五三九メートルの地点
標柱二号から三三八度四四分六秒
一九・二七八メートルの地点
標柱三号から二三度二五分四六秒
五・三一四メートルの地点
標柱四号から一〇七度五二分二三秒
二一・二四七メートルの地点
標柱五号から六二度三一分三三秒
三六・二二二メートルの地点
標柱六号から八五度一一分五〇秒
一〇・三〇七メートルの地点
標柱七号から一三六度五分九秒
二・五〇〇メートルの地点
標柱八号から一九九度一二分三三秒
四五・七九三メートルの地点　九号
標柱九号から一五三度一五分六秒
二六・二八九メートルの地点　十号
標柱十号から二五五度二分七秒
五・八八二メートルの地点　十一号
標柱十一号から二九〇度五七分一〇秒
一七・九三九メートルの地点　十二号
標柱十二号から二九二度三六分一八秒
一八・一六四メートルの地点　十三号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南小川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十八年建設省告示第百四十二号で指定した土地の区域を除く。）

高知県長岡郡大豊町
粟生
字トチ溝谷
二六九番二　一号及び二号
二六八番二　三号
西川
字東田
九五五番　四号
字東アド
一八番　五号及び六号
一六番一地先河川敷　七号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県吾川郡いの町越裏門
字宮向　七二番二
七五番六　一号から三号まで
七五番二　四号
七五番三　五号
七七番二　六号
七七番一　七号
二四五番三　八号
二四五番二地先道路敷　九号、十号、十七号及び十八号
二四五番一　十一号
八二番三　十二号及び十三号
八二番一　十四号
八〇番　十五号
二四七番　十六号
二四五番一　十九号及び二十号
二五八番六　二十一号から二十三号まで
二五九番一　二十四号から二十八号まで
二五九番三　二十九号から三十一号まで
二五九番二　三十二号から三十七号まで
二五九番四　三十八号
四一号　三十九号
七二番五　四十号
七二番七　四十一号
七二番八　四十二号
二四三番四　四十三号
七一番一〇　四十四号から四十八号まで
七一番一〇地先道路敷　四十九号　五十号

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

井ノ向谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　高知県長岡郡本山町瓜生野ブシケ谷六五七番二四内三等三角点瓜生野を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一八度四八分二秒
五五九・五九一メートルの地点　一号
標柱一号から三一〇度八分二秒
一一・一五三メートルの地点　二号
標柱二号から三四〇度四四分五一秒
一四・五一七メートルの地点　三号
標柱三号から三五七度九分三二秒
一五・九三七メートルの地点　四号
標柱四号から五九度一〇分三八秒
一六・八八三メートルの地点　五号
標柱五号から八一度二七分一四秒
一六・七三五メートルの地点　六号